

福井県私立高校生等奨学給付金交付要領

(趣旨)

第1条 県は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減することを目的として福井県私立高校生等奨学給付金(以下「給付金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 私立高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する私立の高等学校等(専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)

二 私立高校生等(私立高等学校等に7月1日時点で在籍している者に限る。7月1日現在、休学している者については、給付対象としない。)

法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(特別支援学校の高等部である者を除く)および高等学校等修学支援事業補助金(学び直しへの支援)の補助対象者

三 保護者等

法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する私立高校生等の保護者等

(給付金対象者)

第3条 この給付金の対象者は、私立高等学校等に在籍する私立高校生等の保護者等であって、福井県内に住所を有し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である者として福井県知事(以下「知事」という。)が認めた者とする。ただし、次の各号に定める場合は給付対象外とする。

一 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる私立高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合。

二 この給付金とその目的を同じくする給付金で他の都道府県が行うものの給付を

受ける場合

(給付金対象経費および給付金の額)

第4条 給付金対象経費および給付金の額は別表1のとおりとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする給付金対象者は、知事が定める期日までに、福井県私立高校生等奨学給付金受給申請書(様式1または様式1の2)および別表2に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請は、福井県内に設置されている私立高等学校等に在籍している私立高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している私立高等学校等を経由して知事に申請するものとする。

(給付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請を審査し、給付金の支給または不支給の決定を行い申請者に通知するものとする。

2 前条第2項の規定により給付金の申請をした場合は、前項の通知は私立高等学校等を通じて行うものとする。

(給付金の交付)

第7条 知事は給付の決定を行った後、申請者が指定する金融機関口座に給付金を振り込むものとする。

2 福井県内の私立高等学校等の設置者に対する給付金の代理受領に関する委任状(様式2)がある場合は、私立高等学校等の設置者を経由して給付金を交付するものとする。

3 前項の規定により給付金を交付した私立高等学校等は、委任者に給付金を交付したことが確認できる書類を知事が定める期日までに知事あてに提出するものとする。

(給付回数の制限)

第8条 給付の回数は、一人の私立高校生等につき年1回、通算3回(専攻科に通う私立高校生等は2回(ただし、当該生徒の通う私立高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)、通信制の私立高等学校等に通う私立高校生等は4回)を上限とする。

(給付金の返還)

第9条 知事は、偽りその他不正な手段により支給の決定を受けた者があつたときは、既に受領した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(家計急変世帯に対する特例)

第10条 福井県内に住所を有する、私立高等学校等に在籍する私立高校生等の保護者等であつて、家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である世帯に相当するとして知事が認めた者については、第3条に規定する給付対象者とする。ただし、次の各号に定める場合は給付対象外とする。

- 一 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている場合
- 二 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる私立高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合。
- 三 この給付金とその目的を同じくする給付金で他の都道府県が行うものの給付を受ける場合

(新入生に対する一部給付の早期化)

第11条 低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対する4～6月分に相当する額(以下「4～6月分相当額」という。)の前倒し給付を実施する場合は、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行うことができるものとする。

この場合、7月～翌年3月分に相当する額(以下「7～3月分相当額」という。)は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額(年額)から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

2 給付金対象世帯および給付金対象経費については、福井県私立高校生等奨学給付金交付要領第4条および別表1(以下、交付要領という。)のとおりとする。

3 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合の給付金の額については交付要領別表1に定める額に4分の1を乗じた額とする。

7～3月分相当額の給付については、7月1日現在の状況に基づき判定した給付額(年額)から4～6月分相当額を差し引いた額を給付する。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額(年額)を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

4 上記の他、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱いと同様とする。その場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、4～6月分においては4月1日現在の状況によることとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、その都度定め

るものとする。

附 則

第1条 この要領は平成26年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成27年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成28年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成29年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成30年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は令和元年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は令和2年4月1日から施行する。

別表 1

給付金対象世帯	給付金対象経費	給付金の額
高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の私立高校生等（以下「高校生等」という。）の保護者等であって、福井県内に住所を有する者に対して、下記1～3の世帯区分に応じて、奨学のための給付金を給付する。	授業料以外の教育 に必要な経費	
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯		1人当たり年額 全日制・通信制 52,600円 専攻科 38,100円
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（3の場合を除く。）		1人当たり年額 全日制 103,500円 通信制・専攻科 38,100円
3 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に、兄弟姉妹で2人目以降の通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯および高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯		1人当たり年額 138,000円

※ 私立の通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含め、複数の高校生等がいる場合には、私立の通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等は、全て2の単価を用い、通信制及び専攻科以外の私立の高校生等は全て3の単価を用いる。

別表2

下記1～3の世帯区分に応じて、福井県私立高校生等奨学給付金受給申請書（様式1または様式1の2）に以下の書類を添付するものとする。

給付金対象世帯	添付書類
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月1日現在における、生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6） ・ 在学証明書（様式3） ・ 口座振替依頼書（様式5）
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（3の場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者全員の個人番号カードの写し等または道府県民税所得割及び市町村民税所得割が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等） ・ 在学証明書（様式3） ・ 口座振替依頼書（様式5）
3 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に、兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯および高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者全員の個人番号カードの写し等または道府県民税所得割及び市町村民税所得割が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等） ・ 保護者等および15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ・ 国民健康保険加入世帯等であって保険証等の写しで扶養関係が確認できない場合は、扶養誓約書（様式4） ・ 在学証明書（様式3） ・ 口座振替依頼書（様式5）

※ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6）については、「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、代用を可とする。

※ 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等）については、福井県知事に対し高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を提出している場合は添付不要とする。

※ 在学証明書（様式3）については、福井県内の私立高等学校等を経由して申請する場合は、私立高等学校等が一括して証明するものとする。

※ 口座振替依頼書（様式5）については、私立高等学校等の設置者に給付金の代理受

領に関する委任状（様式2）がある場合は添付不要とする。